

13 その他の人権問題

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、様々な人権問題が存在します。

高度情報化社会の中で業務上知り得た個人情報をも不正に提供し、報酬を得るといった事案にみられるような個人情報の保護の問題、そして、今後、新たに生じる多様な人権問題についても、それぞれの問題に対応し、啓発等の取り組みを行っていきます。

1) 労働者の人権問題

労働者の人権問題として、1999年（平成11年）4月に施行された改正男女雇用機会均等法で、セクハラに係る規定が創設され、2007年（平成19年）4月に施行された同改正法では、セクハラ防止のために、事業主には職場における必要な「措置を講ずる義務」があると定めました。

2014年（平成26年）7月に施行された同改正法では、指針が10項目となり、男女を問わずセクハラの対象となることが明示されました。

2016年（平成28年）3月の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント*防止措置義務が新設され、マタハラ*に関する規定が設けられました。

また、厚生労働省が2012年（平成24年）1月に発表した「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」の報告書において、「パワハラ*とは、同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為」と定義しました。

厚生労働省が2016年（平成28年）に実施した「個別労働紛争解決制度施行状況」によると、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が70,917件と過去最高となりました。

こうしたハラスメントに関する問題のほかにも長時間労働の長期化による過労死、仕事と生活の調和が保てないことなどが大きな問題になってきており、働き方改革の議論が進んでいるところです。事業主、労働者がそれぞれの立場から、一人ひとりの人権を尊重する職場環境をつくっていくことが大切です。

ハラスメントや労働問題に対しては、組織で取り組むことが大切であり、企業等に対し、職場での相談窓口の設置や研修を行うなど、職場での取り組みを促していくための各種研修会や人権啓発展等を通して、労働者の人権に配慮した職場づくりの啓発を進めていきます。

2) ホームレス

2002年（平成14年）8月に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法（以下「法」という。）」が10年間の時限立法として施行され、2012年（平成24年）6月に法の有効期限を5年間、2017年（平成29年）6月に更に10年間延長する改正がなされました。

この法は、ホームレスの自立の支援、ホームレスになることを防止するための生活上の支援などに関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスの人権等に関する問題の解決に資することを目的としています。

国においては、法の趣旨を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な方針を地方公共団体等に対し明示し、地域社会におけるホームレス問題の解決が図られるよう、2003年（平成15年）7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、直近では、2015年（平成27年）3月に生活困窮者自立支援法の施行を踏まえた見直しを行いました。

2017年（平成29年）1月に国が全国一斉に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」によれば、ホームレス数は全国 5,534 人、県内 8 人となっており、2013年（平成25年）1月の調査時に比べ全国で 2,731 人減（33.0%減）、県内 12 人減（60.0%減）となっています。

県では、引き続き県内関係市町村と連携を図り、生活相談等を実施していきます。

3) アイヌの人々

国連は、1990年（平成2年）の総会で、1993年（平成5年）の1年間を「世界の先住民の国際年」と宣言しました。この宣言は、先住民が直面している諸問題の解決のために、各国が国際協力をすることを目的としています。

我が国においても「世界の先住民の国際年」を迎えるにあたって、北海道に居住しているアイヌの人々についての関心が高まりました。

また、1997年（平成9年）には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。この法律は、アイヌ文化の伝統及び文化について正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会づくりを目指しています。

2007年（平成19年）、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択され、2008年（平成20年）「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会において採択され、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置しました。

2009年（平成21年）に出された懇談会の報告書では、先住民族という認識に基づく政策展開、アイヌのアイデンティティの尊重、アイヌ文化の振興、教育・啓発による国民の理解の促進等が提言されました。

県においても、アイヌの人々への差別や偏見をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、アイヌの人々がおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態、アイヌの人々の伝統や生活習慣などに理解を示す啓発活動と人権学習を推進していきます。

4) 北朝鮮当局による拉致問題

2002年（平成14年）9月、平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側は、永年否定していた日本人拉致を初めて認め謝罪し、同年10月、北朝鮮当局に

よって拉致された被害者のうち 5 人について 24 年ぶりの帰国が実現しました。そして、2004 年（平成 16 年）5 月には、拉致被害者の家族の帰国も実現しました。現在、日本政府は拉致被害者として上記 5 名を含む 17 名を認定しています。

しかし、帰国した 5 名以外の被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否は不明のままとなっています。

国は、2006 年（平成 18 年）6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務としてこの問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。

今後も、継続して人権啓発等において啓発に努めていきます。

5) 人身取引

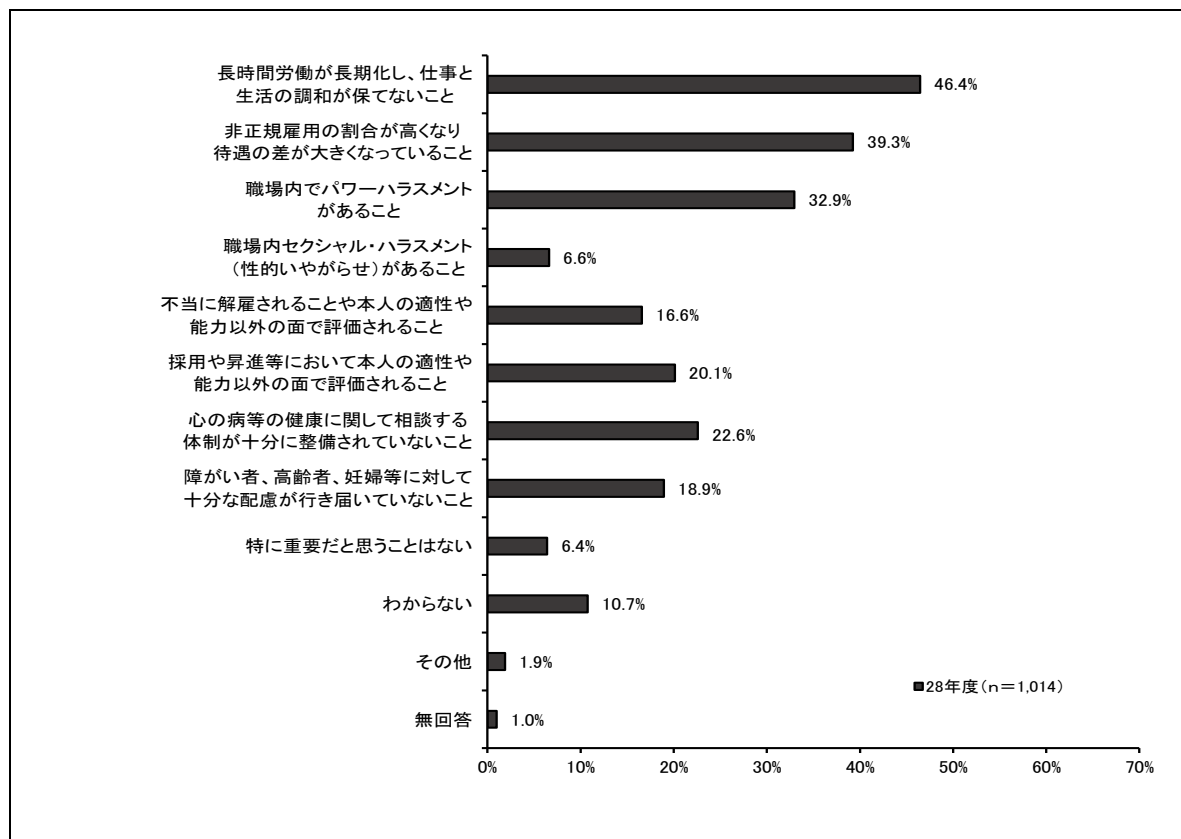
性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

県としては、その取締りを徹底し、被害者を発見した場合は適切な保護措置を講じ、被害者の支援を行っています。

■ 職場での人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 職場での人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。

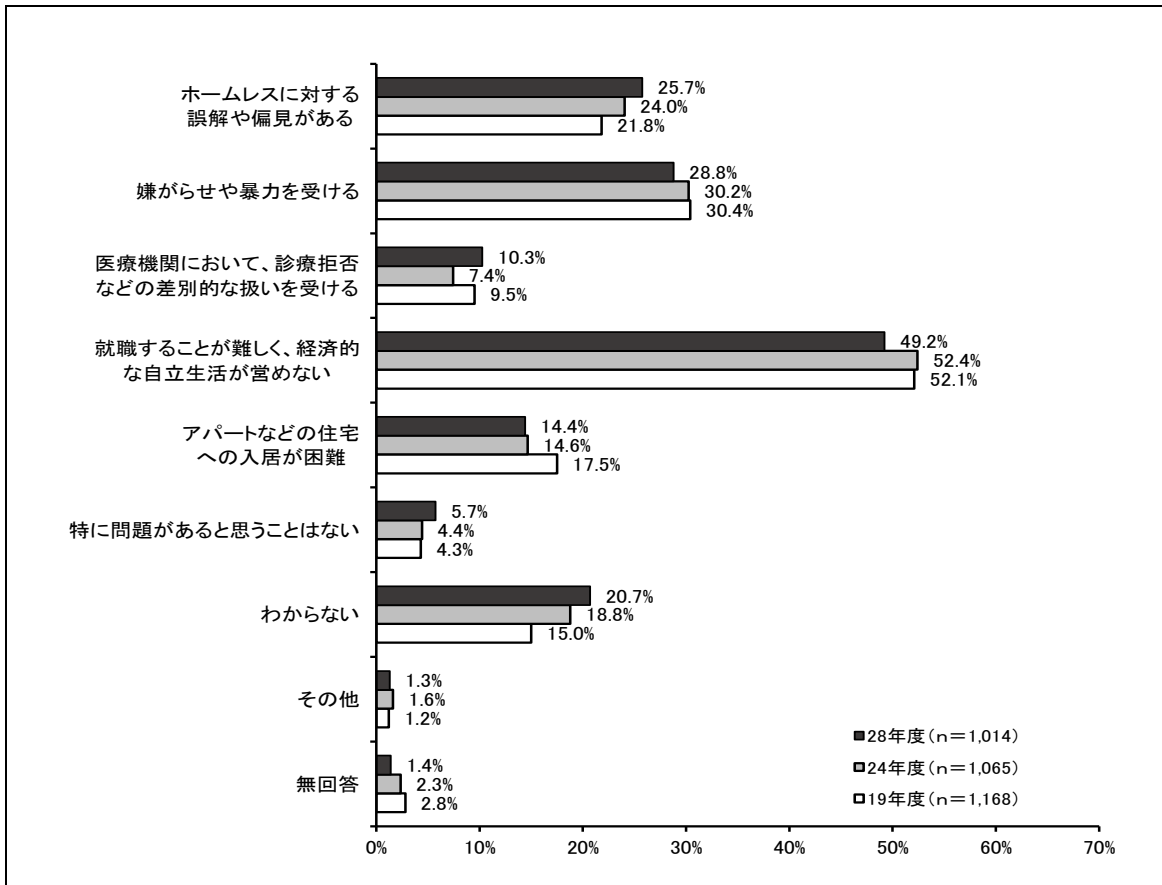
以下の中から 3 つまで選んで○をつけてください。



注：「労働者の人権」を「職場での人権問題」として調査

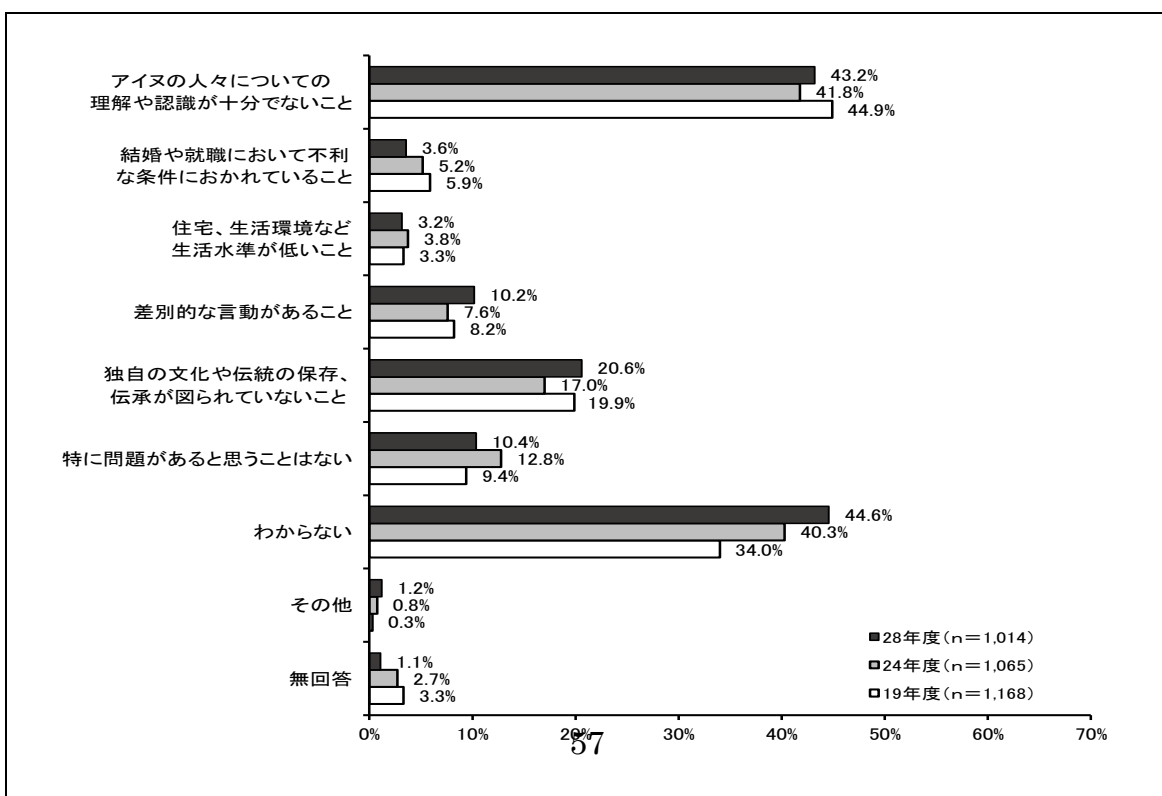
■ ホームレスの人権問題で、特に問題があると思うこと

Q ホームレスの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



■ アイヌの人々の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q アイヌの人々の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



■ 個人情報の問題で、特に問題があると思うこと

Q 個人のプライバシーに関して、どのような場合にプライバシーが守られていないと感じますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。

